令和 6 年度全国高等学校総合体育大会 福岡市実行委員会協賛取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市で開催される令和6年度全国高等学校総合体育大会の競技種目別大会(以下「大会」という。)の開催趣旨に賛同する企業及び団体等(以下「企業等」という。)から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の定義及び対象)

- 第2条 協賛とは企業等が令和6年度全国高等学校総合体育大会福岡市実行委員会(以下「福岡市実行委員会」という。)に対して行う、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 金銭の提供による協賛
 - (2) 物品等の提供又は貸与による協賛
 - (3) その他、福岡市実行委員会が認める協賛事業
- 2 協賛の対象とする競技種目は、バスケットボール競技とする。

(活用)

第3条 提供された金銭(以下「協賛金」という。)については、大会の事業費に充てる ものとし、提供又は貸与された物品等(以下「協賛物品」という。)については、大会 の運営に関する諸物品等として活用するものとする。

(募集方法)

第4条 協賛の募集は、ホームページ、訪問又は文書による依頼等によるものとする。

(募集期間)

第5条 協賛の募集期間は、令和6年3月1日から令和6年5月31日までとする。

(協賛の申込)

第6条 企業等が協賛を申し出る場合は、「令和6年度全国高等学校総合体育大会福岡市 実行委員会協賛申込書」(様式第1号)により申し込むものとする。

(協賛の決定)

第7条 福岡市実行委員会は前条の協賛の申込を受けたときは、次項に基づき速やかに協 賛の可否を決定し、「令和6年度全国高等学校総合体育大会福岡市実行委員会協賛受諾 決定通知書」(様式第2号)又は「令和6年度全国高等学校総合体育大会福岡市実行委 員会協賛不承諾決定通知書」(様式第3号)により、当該申込を行った企業等に通知する。

- 2 福岡市実行委員会は、協賛の申込を行った企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛の申込を受諾しないものとする。
 - (1)公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等(以下「ナショナルスポンサー」という。)と同一業種及び同一製品等を取り扱っている場合
 - (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる場合
 - (3)福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「条例」という。)第 2条第1項に規定する暴力団又は第2項に規定する暴力団員である場合又はその恐 れがあると認められる場合
 - (4)条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係する又はその恐れがあると認められる場合
 - (5) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はその恐れがあると認められる場合
 - (6) 協賛事業の内容が、法令及び公序良俗に反する又はその恐れがある場合
 - (7) 協賛事業の内容が、大会の品位を傷つける又はその恐れがある場合
 - (8) 前各号に掲げるものの他、市実行委員会が不適当と認める場合

(納入)

- 第8条 前条第1項の規定により協賛受諾決定通知書を受けた企業等(以下、「協賛企業等」という。)は、福岡市実行委員会が指定する期日までに協賛金又は協賛物品を一括前納しなければならない。ただし、特別な理由があると福岡市実行委員会が認めたときはこの限りでない。
- 2 前項の場合において、協賛金は、原則振込払いとし、振込手数料は協賛企業等が負担 するものとする。また、協賛物品の納入に係る送料等は協賛企業等が負担するものとす る。
- 3 福岡市実行委員会は、協賛金及び協賛物品を受け入れたときは、「令和6年度全国高等学校総合体育大会福岡市実行委員会協賛受領証明書」(様式第4号)を当該協賛企業等へ交付するものとする。

(協賛の特典(権利))

- 第9条 福岡市実行委員会は、協賛企業等に対し、別表1のとおり協賛の内容に応じた特典 (権利)を付与する。ただし、ナショナルスポンサーが有する権利と調整する場合がある。
- 2 福岡市実行委員会が特に必要と認める場合は、別表1の協賛金額によらず、特典(権

利)を付与することができる。

3 特典(権利)の提供期間は、原則として、第7条第1項により協賛を受諾した日から 福岡市実行委員会が解散する日までの期間とする。

(掲載内容の変更)

- 第10条 福岡市実行委員会は掲載決定後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等 (以下「広告物の内容等」という。)が第7条に定める掲載の範囲に抵触し、又はその おそれがあると認められるときは、協賛企業等に対し広告物の内容等の変更を求めるこ とができる。
- 2 協賛企業等が自己の都合により、協賛の内容等の変更を希望する場合は、福岡市実行 委員会が定める日までに、令和6年度全国高等学校総合体育大会福岡市実行委員会協賛 変更申請書(様式第5号)(以下「変更申請書」という。)を福岡市実行委員会へ提出し なければならない。
- 3 福岡市実行委員会は、前項の規定による変更を承諾する場合は、「令和6年度全国高等学校総合体育大会福岡市実行委員会協賛変更承諾書」(様式第6号)により当該協賛 企業等に通知するものとする。

(協賛の取下げ)

- 第11条 協賛企業等が自己の都合により協賛の取下げを求める場合は、福岡市実行委員会が定める日までに、「令和6年度全国高等学校総合体育大会福岡市実行委員会協賛取下げ申請書」(様式第7号)を福岡市実行委員会へ提出しなければならない。
- 2 福岡市実行委員会は前項の規定による取下げを承諾する場合は「令和6年度全国高等 学校総合体育大会福岡市実行委員会協賛取下げ承諾書」(様式第8号)により、当該協 替企業等に通知するものとする。
- 3 福岡市実行委員会は、前項の規定により協賛の取下げを承認した場合、特典(権利) を停止する。この場合、既に納付された協賛金又は協賛物品については、特別の事情が ある場合を除き返還しないものとする。

(協賛の受諾の取消)

- 第12条 福岡市実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、「令和6年度全国 高等学校総合体育大会福岡市実行委員会協賛受諾取消通知書」(様式第9号)により第 7条に規定する決定を取り消すことができる。
- (1) 福岡市実行委員会が指定する期日までに協賛金又は協賛物品を納付しなかったとき。
 - (2) 福岡市実行委員会が指定する期日までに広告物の原稿を提出しなかったとき。
 - (3) 第10条における掲載内容の変更の求めに応じないとき。

また、(2) 又は(3) の理由により取り消された場合は既に納付された協賛金については、これを返還しないものとする。

(協賛企業等の責務)

- 第13条 協賛企業等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
 - (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
 - (4) 広告掲載された広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、協賛企業等の責任及び負担により解決するものとする。
 - (5) 協賛企業等は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。

(協賛金の還付)

第14条 納付された協賛金は返還しない。ただし協賛企業等の責めに帰さない理由により 広告掲載出来ない場合で、かつ掲載期間の延長が困難な場合に限り、納付済みの協賛金 を当該協賛企業等に返還する。

(協賛金又は協賛物品等への謝意)

第15条 福岡市実行委員会は、協賛金又は協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して礼状その他の方法により謝意を表すこととする。

附則

- 1 この要項は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この要項は、福岡市実行委員会が解散する日限り、その効力を失う。

別表 1 福岡市実行委員会協賛特典(権利)

MAT BOTH A TO A	
特典(権利)内容	協賛金額(注1)
・バスケットボール競技大会プログラムへの協賛企業等名掲載、 協賛広告(注2)・福岡市教育委員会ホームページへの協賛企業等名掲載・大会支援呼称権(注3)	1万5千円以上

- (注1) 協賛金額は、物品の提供又は貸与による協賛及びその他協賛事業の場合は、販売・貸与価格、数量等を参考に金額を積算するものとし、金銭の積算が困難である協賛については別途協議するものとする。
- (注2) 協賛広告サイズ、印刷色、協賛金額の詳細は別表2を参照のこと。

(注3) 大会支援呼称権の使用範囲は、商品や商品広告を除く自社の広告活動や社会貢献活動に限り、次の例により使用できるものとする。

例:「○○(社名)は、ありがとうを強さに変えて 北部九州総体 2024 バスケットボール競技を応援しています」

等の福岡市で開催されるバスケットボール競技種目に特化した表現は可能とする。

その他、上記例以外に使用したい表現がある場合は、公益財団法人全国高等学校体育連盟と協議のうえ、判断することとするため、福岡市実行委員会へ問い合わせること。なお、大会支援呼称権を使用する場合、事前に福岡市実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

別表 2 バスケットボール競技大会プログラムへの協賛企業等名掲載・協賛広告掲載料

協賛広告サイズ等	印刷色	協賛金額
A 4 版 1 ページ	カラー	10万円以上
A 4版1/2ページ		6万円以上
A 4 版 1 / 3 ページ		4万円以上
A 4版1/4ページ		3万円以上
A4版1ページ	モノクロ	5万円以上
A 4版1/2ページ		3万円以上
A 4版1/3ページ		2万円以上
A 4版1/4ページ		1万5千円以上
一覧表へ協賛企業等名記載		1万5千円以上